令和7年4月から 中間検査の対象をさらに拡大します!

建築基準法では建築物の安全性の確保を目的として、特定工程(下表参照)に係る工事を終えたとき は中間検査の申請を行う必要があります(法7条の3)。県内では令和5年10月に中間検査の対象を 指定したところですが、2階建て木造住宅等を安心して取得できるよう、<u>令和7年4月から審査・検査</u> 対象が見直されることに伴い、中間検査の対象建築物を追加指定します。

※ 今回追加する対象は、令和7年4月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。

	中間検査対象建築物 (新築・増築・改築)	特定工程	
1	木造建築物で NEW 階数2以上または延べ面積200㎡超 (用途は問わない)	【木造の場合】 屋根の小屋組工事および構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法等の場合は耐力壁の工事等) 【S造の場合】 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 【RC造・SRC造】 2階の床(階数が1の場合は屋根)および これを支持する梁の配筋工事 【その他の構造】 2階の床(階数が1の場合は屋根)および これを支持する梁を取り付ける工事	
2	共同住宅または長屋で 階数2以上(構造は問わない)		
3	鉄筋コンクリート組積造建築物 (用途・規模は問わない)		
適用除外	・法68条の20第1項の認証型式部材等である建築物 ・法85条6項および7項の仮設興行場等		

% 上記① \sim ③の建築物について、中間検査を受けず工事を行った場合、1 年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります(法99条)。

		建築場所	窓口	
	宮崎市		都市整備部建築行政課	(電話番号:0985-21-1813)
		都城市	土木部建築対策課	(電話番号:0986-23-2584)
	延岡市		都市建設部建築指導課	(電話番号:0982-22-7034)
		日向市	建設部建築住宅課	(電話番号:0982-66-1032)
		国富町・綾町	宮崎土木事務所総務課建築担当	(電話番号:0985-26-7287)
	県所	日南市・串間市	日南土木事務所総務課建築担当	(電話番号:0987-23-4662)
		三股町	都城土木事務所総務課総務担当	(電話番号:0986-23-4512)
		小林市・えびの市・高原町	小林土木事務所総務課建築担当	(電話番号:0984-23-5179)
	県所管区域	高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町・ 西都市・西米良村・椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、 大藪、人桑の木、平、丸野及び城	高鍋土木事務所総務課建築担当	(電話番号:0983-31-1030)
	Ī	門川町・諸塚村・椎葉村(西都土木事務所の所管区域を除く)・美郷町	日向土木事務所総務課建築担当	(電話番号:0982-52-0309)
	Ī	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	西臼杵支庁土木課管理担当	(電話番号:0982-72-3191)